

ビックカメラJ-WESTカード会員特約

第1条(名称)

株式会社ビックカメラ(以下「甲」という。))および西日本旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。))ならびに三菱UFJニコス株式会社(以下「丙」という。))は提携して「ビックカメラJ-WESTカード(以下「本カード」という。))を発行します。

第2条(会員)

会員とは、甲の定めるビックポイントカードご利用規約(以下「甲規約」という。))、乙の定めるJ-WESTカード会員規約およびWESTER会員規約(以下、あわせて「乙規約」という。))ならびに本特約を承認のうえ、甲、乙、丙(以下、三者をあわせて「各社」という。))に本カードの入会を申し込み、各社が入会を認めた方をいいます。

第3条(カードの発行)

乙は、会員に本カードを発行し、貸与するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

- 1.会員は、甲が提供するカード付帯サービスおよび特典を、甲所定の方法により利用することができます。
- 2.会員は、乙が提供するカード付帯サービスおよび特典を、乙所定の方法により利用することができます。
- 3.会員は、丙が提供するカード付帯サービスおよび特典を、丙所定の方法により利用することができます。

第5条(会員資格の喪失)

- 1.甲は、会員が甲の提供する特典・サービスを利用するにあたり不正な行為があった等甲の会員資格を有する者として不適格であると判断した場合、何らの通知なくして甲の会員資格を喪失させることがあります。
- 2.会員が前項により甲の会員資格を喪失した場合、乙は当該会員の乙の会員資格を取り消すことができます。
- 3.会員は、前二項により甲および乙の会員資格を取り消された場合、本カード会員資格を喪失するものとします。
- 4.本条第2項および第3項に基づき、乙が本カードの返還を求めた時は、会員は速やかにこれに応じるものとします。
- 5.会員は、乙規約に基づき乙の会員資格を取り消された場合、本カード会員資格を喪失するものとします。ただし、会員が所定の手続きにより甲にビックポイントカードの再発行を申し込んだ場合、甲はビックポイントカードを再発行できるものとします。

第6条(本特約の改定)

- 1.本特約が改定され、甲または乙よりその内容を電子メールの送信、ホームページへの掲示、もしくは印刷物の送付等により通知または告知した後に会員が本カードを利用した場合、会員は本特約の改定を承認したものとみなします。
- 2.本特約の改定は、甲規約および乙規約に影響を及ぼすものではありません。

第7条(本特約の効力)

本特約は、甲規約および乙規約に対する特約であり、甲規約または乙規約と重複する条項については本特約を優先することとします。また、本特約に定めのない事項については、甲規約または乙規約が適用されるものとします。

第8条(個人情報の取扱い)

会員および本カードの入会申込者(以下「会員等」といいます。))は乙規約第2章に定める条項および本特約第9条から第10条に同意するものとします。

第9条(個人情報の取得、保有、利用、委託)

- 1.会員等は、右表に示す利用目的のため、会員等の以下のi)～iii)の情報を、甲が必要な保護措置を講じたうえで取得、利用することに同意します。

企業名	利用目的	利用情報	連絡先等
株式会社 ビックカメラ	[1]カードの機能、カード付帯サービス、特典等の提供	i) ii) iii)	東京都豊島区南池袋二丁目49番7号 池袋パークビル5階 TEL 03-5396-0707 http://www.biccamera.com/ 甲および甲のグループ会社の事業内容は上記ホームページでお知らせします。
	[2]甲が営む事業における商品・サービスに関する市場調査、研究開発、アフターサービス、優遇サービスの提供およびDM・電子メールその他の方法による営業案内	i) ii) iii)	
共同して利用する者(共同利用会社)(甲のホームページ等に記載されている甲のグループ会社)	[3]甲の共同利用会社が営む事業における商品・サービスに関する市場調査、研究開発、アフターサービス、優遇サービスの提供およびDM・電子メールその他の方法による営業案内	i) ii) iii)	

- i) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、緊急時の連絡先、電子メールアドレス等、会員等が入会申込時に届け出た事項および入会後に届け出た事項
- ii) 入会申込日、入会承認日、カード番号等、会員等の本カードの契約に関する事項
- iii) 会員のカードの利用内容

2.甲および甲の共同利用会社は、本条第1項表中「利用目的[3]」により共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員等のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、上記目的以外には利用しないものとします。個人情報の管理についての責任者は下記の者となります。

個人情報保護管理者：株式会社ビックカメラ

- 3.会員等は、甲の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを当該業務委託先に委託することに同意します。

第10条(個人情報の開示、訂正、削除)

- 1.会員等は、甲に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- 2.会員等は、甲が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合は、本特約の末尾に記載の甲の個人情報お問合せ窓口ご連絡するものとし、これに対し甲は、開示請求手続き(受付方法、必要な書類等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、所定の方法(甲ホームページ等)によってお知らせしております。
- 3.万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、甲は、速やかに会員等からの訂正または削除の請求に応じます。

第11条(案内印刷物の送付等の中止の申し出)

会員は、第9条第1項において定める案内印刷物の送付等の中止を甲に申し出ることができます。ただし、ご利用代金明細書送付時およびカード送付時に同時にお送りする案内印刷物等は除きます。なお、本条に関する申し出は本特約の末尾に記載の個人情報お問合せ窓口へ連絡するものとします。

<個人情報お問合せ窓口>

ビックカメラグループに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社ビックカメラ 個人情報お問合せ窓口

〒171-0022 東京都豊島区南池袋二丁目49番7号 池袋パークビル5階

TEL 03-5396-0707 (受付時間：平日午前10:00～午後6:00)

E-Mail bic-info@biccamera.com (受付時間：年中無休 終日受付)

ビックカメラJ-WESTカードご利用特約

第1条(目的)

本特約は、株式会社ビックカメラ(以下「甲」という。))と西日本旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。))との提携により発行する「ビックカメラJ-WESTカード」(以下「本カード」という。))の利用に際し、甲および甲のホームページに記載されているグループ会社(以下、あわせて「甲グループ」という。))が会員に提供する特典を定めたものです。

第2条(特典)

- 1.サービスポイント 会員が本カードにより甲グループで信用販売を受ける商品・役務等の購入金額について、甲グループ所定の率で甲のサービスポイントを付与します。
- 2.ポイントの付与日 甲グループでのお買い物に対するサービスポイントはお支払いの都度付与します。
- 3.紛失・盗難時におけるサービスポイントの補償
(1)甲は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難等」という。))により第三者に不正に使用され、本カードに蓄えられたサービスポイントが物品との引換えまたは支払いの一部への充当として使用された場合、本項第2号ならびに第3号の定めに従い、不正に使用されたサービスポイント数と同数のサービスポイントを会員に再発行するものとします。
(2)前号により再発行されるサービスポイントは、年間10万ポイントを限度とします。ただし、1回の紛失・盗難等により不正使用されたサービスポイントのうち、3,000ポイントまでは免責とさせていただきますので、甲から再発行されるサービスポイントは、紛失・盗難時のサービスポイント数から3,000ポイントを控除したポイント数となります。ただし、以下の場合、甲は免責されるものとします。

- ①会員の故意または重大な過失による場合。
 - ②会員の家族、同居人、留守人等が関与した紛失・盗難等の場合。
 - ③甲が会員から紛失・盗難等の通知を受理した日から7日より前に生じた損害。ただし、受理した当日は算入しない。
 - ④戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失・盗難等が生じた場合。
 - ⑤本特約または乙の定めるJ-WESTカード会員規約に違反している状況において紛失・盗難等が生じた場合。
 - ⑥会員が当社の請求する書類を提出しなかった場合または提出した書類に不正の表示をした場合。
 - ⑦会員がカードの紛失・盗難等に関する事実、被害状況の調査の協力をしない場合。
- (3)紛失・盗難等時の届出手続きは、甲の定めるビックポイントカードご利用規約第9条および乙の定めるJ-WESTカード会員規約第4条ならびに第43条の定めに従うものとします。

第3条(ビックポイントカードとの連動)

本カードと、別途甲の定めるビックポイントカードご利用規約に基づいて発行する「ビックポイントカード」は、会員が指定した場合には、ポイントの付与およびご使用のサービスを共有できるものとします。この場合、会員は本カードの入会申込書でサービスを共有するビックポイントカード番号を指定するものとし、甲グループは必要な確認を行ったうえで両カードの連動を可能とします。

第4条(特典およびサービスの利用)

会員は、本特約に基づく特典または甲グループが定める特典およびサービスを受ける場合、甲グループ所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(退会後のサービスポイント)

会員が本カード退会時に有効なサービスポイント残高がある場合は、第3条で連動しているビックポイントカードにより、サービスポイントの特典を受けることができます。なお、ビックポイントカードに未加入の場合は、新規加入することにより有効ポイントをビックポイントカードに移管できます。

第6条(ビックポイントカードご利用規約の準用)

本特約に規定する以外の事項については、甲の定めるビックポイントカードご利用規約の規定を適用するものとします。